

リサイクル製品・エコ事業所

令和元年度 公募開始！

公募期間 8月26日(月)～10月25日(金)



富山県リサイクル認定
シンボルマーク

富山県では循環型社会づくりに向け、平成14年度から「富山県リサイクル認定制度」により、廃棄物を利用したリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を認定しています。このたび、令和元年度の公募を次のとおり行いますので、奮ってご応募ください。

(平成28年度に認定されたリサイクル製品・エコ事業所の更新についても、同時に受け付けます。)

認定のメリット

県のホームページ等でPRされるほか、下記のメリットがあります。

○リサイクル製品

- ・ 認定証が交付され、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができます。
- ・ 県が発注する公共工事にて、優先的に調達されます。

○エコ事業所

- ・ 認定証と認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、環境に配慮する事業所としてアピールすることができます。

1 応募方法

所定の申請書を8月26日(月)から10月25日(金)までに、富山県環境政策課へ提出してください。

申請書は、富山県リサイクル認定制度のホームページからダウンロードできます。

2 対象

○リサイクル製品

原則として県内で発生する廃棄物を使用し、県内で製造加工されるリサイクル製品

○エコ事業所

廃棄物の発生抑制や循環利用など、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む事業所

3 認定方法

「富山県リサイクル認定事業実施要綱」に基づき、学識者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」の意見を聴き、知事が認定します。

4 認定の有効期間

リサイクル製品：3年間 エコ事業所：5年間

※ 今年度より、エコ事業所の認定期間が3年間から5年間に変更になりました。

※ 期間中であっても、認定基準に適合しなくなった場合には、認定を取り消すことがあります。

お問い合わせ 富山県生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班
〒930-0005 富山市新桜町5-3 第2 富山電気ビルディング8階
TEL 076-444-3140 FAX 076-444-3480